

※建築物衛生法についての質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

この建築物における衛生的環境の確保に関する法律は、昭和四十五年に成立し、その後、昭和五十五年に登録制度などの改正が行われ、現在に至っているものでございますが、この法律に関連し、厚生労働省は、健康局長の私的諮問機関として建築物衛生管理検討会を設置し、十月十二日に初会合を開いておられます。そこでは建築物環境衛生管理基準の見直しなどが議論されることとなっており、議論の展開によっては法改正の可能性もはらんでいると考えられるわけでございます。

そのような段階で法改正が議員立法によって行われることについて厚生労働省はどのように考えておられるのか、検討会の結論を得て政府提案で改正したいとは思っておられないのか、また厚生労働省としても登録業種の拡充は必要と考えておられるのかどうか、あわせて厚生労働大臣のお考えを承りたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） 建築物衛生法におきましては、多数の者が使用し、または利用する建築物におきまして、空気環境の調整でありますとか、ネズミ、昆虫を除去するなど、建築物の維持管理の基準を建築物環境衛生管理基準として政省令で定めるよう規定いたしております。この基準の内容につきまして、建築物衛生を取り巻きます状況の変化に対応できますように適時見直ししていくことが重要でございます。

このために、厚生労働省では、近年、衛生的で快適な生活環境への社会的ニーズが高まっていることなどを踏まえまして、本年十月に健康局長の私的検討会として建築物衛生管理検討会を設けまして、基準の見直しについて検討を始めたところでございます。

この環境衛生管理基準の具体的内容につきましては、政省令レベルのものでありますが、今回の改正案の提出に関しまして、建築物衛生管理検討会の結論を待って対応しなければならないものではないと考えております。もう少し具体的な、現実的な問題をここでは検討をいたしております。

また、本改正案におきましては、空気調整用のダクトの清掃業等の登録事業者の追加を行うこととされておりますが、これは建築物の清掃、維持管理を行う業の実態に合わせて見直しを行うものでございます。建築物衛生の確保の観点から有意義なものであると考えております。

先ほども申しましたとおり、現在検討会で検討をいたしておりますのは、現実に即しましたより具体的なものをやっております、いわゆる法律的な改正に結びつくものではないというふうに思っている次第でございます。

○辻泰弘君 最近、住宅建材などに使われる化学物質が体調不良を引き起こすと言われているいわゆるシックハウス症候群に対処すべきだという見地から、ホルムアルデヒドやトルエンなどについての規制が、また給湯水の使用が増大している中で、レジオネラ菌などの微生物の繁殖による健康障害に対処すべきだとして、その防止のための規制の必要性が叫ばれているところでございますが、これについての厚生労働省の見解はいかがでしょうか。

○政府参考人（下田智久君） いわゆるシックハウス問題につきましては、平成十二年に設置をされましたシックハウス対策関係省庁連絡会議というものがございまして、その中におきまして関係省庁間、それぞれ連絡、連携をとりながら総合的対策を講じているところでございます。

また、給湯水におきますレジオネラ属菌などの繁殖によります健康被害を防ぐということにつ

きましては、厚生労働省では、平成十一年の十一月でございますけれども、それまでございましたレジオネラ症防止指針、これを新しく改定をいたしまして地方自治体に通知をしたところでございまして、この防止指針に沿って給湯設備を適切に維持管理してもらうよう周知徹底を図っているところでございます。

厚生労働省といたしましては、これらの問題も踏まえまして、建築物衛生を取り巻く状況の変化、こういったものに対応するべく、維持管理の基準の見直しを行うという観点から、大臣からお話ございました建築物衛生管理検討会、これを本年十月に設けたところでございまして、今後、その中で種々御議論をいただき、議論がまとまれば適切に対応をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○辻泰弘君 最近、この法律の適用対象となっていない特別養護老人ホームや老人保健施設などにおいて本法で定める環境衛生管理基準を満たさないケースが散見されるとの指摘がマスコミなどで見られているわけですが、この点について、実態調査を行いつつ、それら施設についてもこの法律の趣旨に沿った規制を行っていくべきではないかと考えるわけですが、厚生労働省の見解はいかがでしょうか。

○政府参考人（下田智久君） ただいま御指摘の特別養護老人ホームあるいは老人保健施設等の管理に関しましては、保健衛生面を含めまして、それぞれ施設の特性あるいは入所者の状況に応じた対応が必要でございまして、それぞれ介護保険法あるいは老人福祉法といった法律に基づく基準に従いまして管理をされておることとございまして。

しかしながら、ただいま御指摘のように、地方の保健所など幾つかの調査によりますと、これらの施設の中には、呼吸器感染症を防止する上で一定以上保たれていなければならない湿度、こういったものが非常に低過ぎたり、つまり乾燥し過ぎていたり、入浴施設等からレジオネラ属菌が検出されたりするなどの問題事例も散見されておるところでございます。

用途が異なる建築物衛生法の基準を直ちにこうした施設に適用することにつきましては慎重であるべきではないかというふうに考えておりますけれども、現場から個別具体的に問題点が指摘されているような事柄につきましては、私どもといたしましても種々の研究や調査などをよく見させていただきまして、また専門家の意見も伺ったりしながら施設所管部局と相談を行いながら、問題ある実態をいかに改善していくべきか取り組みを進めてまいりたい、このように考えております。

○辻泰弘君 発議者に対して御質問させていただきたいと思っております。

この改正案におきましては、各登録業種の登録要件として、現行の物的基準、人的基準に加え、その他の事項が盛り込まれているわけですが、その具体的内容は省令によることとされているところでございます。提案者としては具体的にどのような内容を考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○衆議院議員（熊代昭彦君） 御指摘のように、現在の基準では設備、いわばハード面と、それから従事者の資格、人ですね、物と人が定めてございますので、これに加えまして、新たに省令にゆだねることとする登録基準はその他の事項ということで加えさせていただいておりますが、業務実施の適正さに関する事項を追加するというところでございまして、いわばソフトでございます。

この法案をお認めいただいた後に、具体的には厚生労働省で定めていただくわけですが、例えば建築物内での害虫防除作業に用いる薬剤などの安全性とか、効果はあるけれども安全でないというような薬剤は使ってはいけないわけですが、そういった事柄についても要件を加える等、今国会の御議論を踏まえまして適切なものを定めてもらいたいというふうに考えておるところでございます。

○辻泰弘君 この法律の実効性というものは、そもそも保健所による立入検査によって保たれているわけでございます。現状では、東京都以外ではほぼ一年に一回立入検査が行われているとお聞きしておりますけれども、人的な面で、技術的な面で保健所の検査体制は十分と言えるのかどうか、御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人（下田智久君） 現在、対象となります特定建築物は約三万四千あるわけですが、この特定建築物への立入検査等は都道府県知事が必要があると認めるときに行うものでございまして、通常、県によって事情が違いますけれども、一年に一回から数年に一回といった形で立入検査を実施いたしております。この検査に当たりまして、今までのところ、地方自治体から建築物衛生法に関します検査体制に人的あるいは技術的な面で問題があるといった具体的な指摘はなされていないところでございます。

厚生労働省あるいはその附属機関でございます国立公衆衛生院におきましては、地方自治体によります建築物環境衛生行政に携わっておる職員がおりますけれども、こうした職員を対象としました研修会を実施してきたところでございまして、このような取り組みを通じまして、今後とも地方自治体の検査体制に対する技術面での支援を行ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

○辻泰弘君 若干時間がございまして、通告しておりませんが、基本的なことなので発議者の方にお伺いしたいと思います。

そもそも登録制度の存在、そして今回の拡充、その意義について御見解をお伺いしたいと思います。

○衆議院議員（熊代昭彦君） 登録制度につきましては、登録業態、このたび二つ加えていただくわけですが、従来のもも加えまして、登録がありますと厚生省令に定めている基準に適合しているということでございまして、発注者にとってはいい目安になるということでございまして、質的によりよい業者を選ぶことができる。それから業者にとりましては、登録基準に実態を合わせようということできいろいろと努力をしまして向上の契機になるということでございまして。

加えまして、これは名称独占でございますから、登録していないものも非常に極めて独特の技術を持っているということならば、それはその発注者が知っていればできるわけでございますので、いわゆる規制の強化にはならないということでございまして両者に、発注者にも、そして登録業者にも実益があるということをお願いしているものでございます。

○辻泰弘君 なお若干の時間がございまして、恐縮ですが、そもそもこの立法が議員立法という形でやられたその経緯といたしまして、そのやり方についてのお考えを提案者にお伺いしておきたいと思っております。

○衆議院議員（熊代昭彦君） 昭和四十五年に議員立法で制定されたわけですが、御指摘のとおりでございますが、当時非常に立派なビルがいっぱい建ってきたということでございまして、見かけは非常にきれいであるけれども、例えば通風口にタオルを張りつけてみますと三十分で真っ黒になってしまったというようなこともございました。これは見かけのよさだけではとても対処できない、素早く法律を定めたいというようなことでございまして、議員立法で対応させていただいておりました。その伝統がございまして、今日においても議員立法で対応させていただくということでございまして。

○辻泰弘君 以上で終わります。